

○犯罪被害者等早期援助団体に提供する被害者情報取扱要領の制定について

〔 令和3年3月17日 〕
〔 例規甲（務被）第89号 〕

犯罪被害者等早期援助団体に提供する被害者情報取扱要領

第1 目的

この要領は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）に基づき、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が指定した犯罪被害者等早期援助団体に提供する被害者情報の取扱いに関して必要な事項を定め、もって被害者支援の適正かつ効果的な推進を図ることを目的とする。

第2 用語の意義

この要領における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

(1) 早期援助団体

法第23条第1項の規定に基づき、公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体として指定を受けた団体をいう。

(2) 被害者等

法第2条第3項に規定する犯罪被害者及びその遺族又は家族をいう。

(3) 犯罪被害等

法第2条第2項に規定する犯罪被害及び被害者等が受けた心身の被害をいう。

(4) 被害者情報

早期援助団体に提供する被害者等の氏名、住所及び連絡先並びに被害者等が受けた犯罪被害等の概要に関する情報をいう。

(5) 情報管理責任者

早期援助団体が定める情報管理規程に規定する情報管理責任者をいう。

第3 体制及び任務

1 被害者情報総括責任者

(1) 警察本部に被害者情報総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置き、警務部長をもって充てる。

(2) 総括責任者は、早期援助団体に提供する被害者情報の取扱いについての管理及び運用に関する事務を総括するものとする。

2 被害者情報総括副責任者

(1) 警察本部に被害者情報総括副責任者（以下「総括副責任者」という。）を置き、警務部警務課長をもって充てる。

(2) 総括副責任者は、総括責任者の指揮を受け、早期援助団体に提供する被害者情

報の管理及び早期援助団体との連絡に必要な調整を行うものとする。

3 本部被害者情報連絡担当者

- (1) 警察本部に本部被害者情報連絡担当者（以下「本部情報担当者」という。）を置き、警務部警務課犯罪被害者支援担当室長補佐をもって充てる。
- (2) 本部情報担当者は、総括副責任者の指揮を受け、4に定める所属被害者情報連絡担当者、早期援助団体の情報管理責任者及び他の都道府県警察本部犯罪被害者支援担当部門の担当者（以下「他県警犯罪被害者支援担当者」という。）と連携し、被害者情報の提供、受理、相互の連絡等を適切かつ迅速に行うことができるよう総合的な連絡調整を行うものとする。

4 所属被害者情報連絡担当者

- (1) 交通部高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）及び警察署に所属被害者情報連絡担当者（以下「所属情報担当者」という。）を置き、所属における高速隊の庶務・企画担当隊長補佐及び各警察署の警務課（係）長をもって充てる。
- (2) 所属情報担当者は、早期援助団体に被害者情報を提供するときは、交通部高速道路交通警察隊長又は警察署長（以下「警察署長等」という。）の指揮を受け、本部情報担当者と密接に連携し、連絡、報告等を適正かつ迅速に行うものとする。

第4 情報提供の対象となる犯罪被害等

犯罪被害等その他事件の内容や被害者等の置かれた状況を踏まえ、早期援助団体に支援させることが適当であると警察署長等が認めたもの

第5 早期援助団体に対する被害者情報の提供

1 情報提供の要件

総括副責任者及び警察署長等は、第4に定める犯罪被害等を認めた場合は、法第23条第4項の規定に基づき、被害者等の同意を得て、早期援助団体に対し援助に必要な被害者情報を提供することができる。

2 提供する被害者情報の内容

早期援助団体に提供する被害者情報の内容は、早期援助団体と被害者等の連絡を容易にし、各支援活動が円滑に行われ、かつ、被害者等が被害の内容を繰り返し説明することを避けるため、真に必要なものに限ることとし、具体的には次に掲げる事項とする。

ア 被害者等の氏名、住所、性別、生年月日、連絡先等

イ 犯罪被害等の概要（被害の発生日時、場所、被害程度、内容等）

3 犯罪被害等の発生報告

警察署長等は、第4に定める犯罪被害等に該当し、又は該当する可能性があると認められる被害が発生した場合は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に規定する犯罪被害発生時の報告について（平成20年7月

1日付け、通達（務被）第20号）に定める報告要領を準用し、総括責任者に報告するものとする。この場合において、警察署長等は被害者情報等管理簿（第1号様式）を作成するものとする。

4 被害者情報の提供に伴う被害者等への説明

警察署長等は、早期援助団体に被害者情報を提供しようとするときは、被害者等の同意を得る際、被害者等に対し次に掲げる事項を確実に説明するものとする。この場合において、被害者等が未成年者又は心身の状況から適切な判断が下せない状態にある者（以下「未成年者等」という。）であるときには、法定代理人たる親権者等にも説明しなければならない。

- ア 早期援助団体が行っている支援（援助事業）の具体的な内容に関すること。
- イ 早期援助団体は、公安委員会から公的に認証を与えられた法人であり、法により、当該団体の役員及び職員には守秘義務が課せられていること。
- ウ 早期援助団体に対する被害者情報の提供は、被害者等が被害の概要を繰り返し説明することにより受ける精神的負担の軽減のために必要であること。
- エ 早期援助団体が被害者等に対する支援の内容、体制等を判断するために被害者情報の提供が必要であること。

5 被害者等からの同意の確保

警察署長等は、早期援助団体に被害者情報を提供する場合は、被害者等からの明示の同意が必要であることから、被害者等から同意を得る場合は、次により措置するものとする。

- ア 被害者等に対し被害者等同意書（第2号様式）の提出を求めるうこととし、被害者等が未成年者等の場合には、法定代理人たる親権者等から被害者等同意書の提出を求める。

なお、被害者等同意書を提出することが困難と認められるときは、口頭による同意であっても差し支えないものとするが、その経過を書面により明らかにしておくこと。

- イ 同一の被害者等に関する被害者情報を2回以上にわたり提供する場合は、その都度、当該被害者等の同意を得ること。

6 情報提供の具体的要領

（1）被害者情報提供票の作成

警察署長等は、早期援助団体に被害者情報を提供することについて被害者等の同意を得た場合には、被害者情報提供票（第3号様式）を作成するものとする。

（2）被害者等同意書及び被害者情報提供票の送付

警察署長等は、速やかに被害者等同意書及び被害者情報提供票の写しを総括責任者に送付し、その経緯を被害者情報等管理簿に記載するものとする。

(3) 被害者情報の提供

総括責任者は、被害者情報提供票の内容を審査した上、情報管理責任者に対し被害者等同意書及び被害者情報提供票の写しにより情報提供を行うとともに、被害者情報提供管理簿（第4号様式）に処理状況を記載するものとする。また、他の都道府県警察から提供を受けた被害者情報についても同様の処理とする。

第6 他の都道府県の早期援助団体に対する被害者情報の提供等

警察署長等は、他の都道府県の早期援助団体に情報提供をする場合は、第5に定める手続のほか、総括副責任者を通じて他県警犯罪被害者支援担当者と協力・連携し、当該早期援助団体が提供できる支援の具体的な内容等を確認し、被害者等に必要な説明を行うこと。

第7 早期援助団体における支援状況の把握

本部情報担当者は、早期援助団体に被害者情報を提供したときは、当該早期援助団体が被害者等に対して行った支援状況の把握に努め、支援状況を把握した都度、被害者情報処理経過票（第5号様式）を作成し、総括責任者に報告するとともに、事件を担当する高速隊及び警察署の所属情報担当者又は他県警犯罪被害者支援担当者に被害者情報処理経過票の写しを送付して情報を共有し、被害者等に対する支援に必要な協力又は援助を求めるものとする。

第8 報告等

警察署長等は、次に掲げる事項に該当するときは、速やかに犯罪被害者等早期援助団体支援活動報告書（第6号様式）により、総括責任者を経由して警察本部長に報告するものとする。

- (1) 早期援助団体から、被害者情報を提供した被害者等の支援に関し支援活動を終了した旨の連絡を受けたとき。
- (2) 早期援助団体の支援に対する被害者等からの苦情等を把握したとき。
- (3) 早期援助団体における情報の不正な取扱いを把握したとき。
- (4) 早期援助団体が行う被害者支援活動に関し特異事項を把握したとき。

第9 早期援助団体に対する協力

警察署長等は、早期援助団体の相談業務等の円滑な運営を図るため、担当職員の派遣等による犯罪被害者等給付金の支給制度の説明、申請補助を行う上での留意点の教示、防犯グッズ等に関する知識又は技術の提供、早期援助団体が主催する行事への積極的な参加、警察施設へのパンフレット等啓発物品の備付け、警察広報誌への掲載等について配意するものとする。

第10 その他

この要領の運用に関し必要な事項は、別に定める。

様式 省略